

## 京阪ロケーションサービス利用規約

映像または写真を撮影する方（以下、「撮影関係者」といいます）が京阪ロケーションサービスを利用し、京阪ホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます）またはそのグループ会社（以下、併せて「当社等」といいます）が所有する施設において撮影を行う場合は、以下の事項をご了承ください。

### （撮影依頼・許可）

当社等は、下記の各項の手順により撮影依頼の受付及び撮影許可を行います。

1. 撮影関係者は、この規約の内容を理解し同意したうえで、原則として撮影希望日の7日前までに、当社の京阪ロケーションサービス事務局、または撮影したい施設を所有するグループ会社に次の各号に掲げる書面を提出し、撮影依頼を行ってください。  
なお、車両の貸切を伴う撮影、車庫内での撮影、商業施設のテナント店舗内の撮影などは、事前に多くの調整を要するため、撮影依頼から実際の撮影まで10日～1ヶ月程度の期間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - ①撮影依頼書（当社指定の書面）
  - ②撮影作品の概要を記した企画書（書式は自由です）
2. 撮影依頼に対し、提出された前項の各書面をもとに当社等が撮影の受付を可能と判断した場合は、当社等は撮影関係者にその旨をお伝えします。また、当社等は撮影関係者と共同で撮影の実施に関する各種調整・確認を行います。
3. 前項の調整・確認により撮影日時、料金等撮影に関する諸条件が確定した後、当社等は撮影関係者とそれらの諸条件を確認したうえで、撮影許可の旨を連絡します。

### （撮影許可基準）

当社等は下記の各項の基準にもとづき撮影許可の審査を行います。

1. 撮影作品の内容や設定（以下単に「作品」といいます）が公序良俗から逸脱せず、当社等並びにその沿線地域の品位を貶めないものであること。
2. 撮影行為及び作品が安全輸送、交通道德の啓蒙、施設の運営に支障をきたさないものであること。
3. 撮影行為の過程で列車、バス、その他の車両、その他施設に手を加えないこと。
4. 撮影関係者が暴力団等、反社会的勢力関係者でないこと。
5. その他、次に定める撮影内容でないこと。
  - ①法令により禁じられたもの
  - ②特定の政治的または思想的な意図のあるもの
  - ③当社等の事業と競合するおそれのあるもの
  - ④その他、当社等において不相当と認めたもの

### （撮影料金及び保証金）

撮影料金及び保証金は別表に定める通りとします。なお、お支払いにかかる振込手数料等の経費は、支払者が負担するものとします。

1. 保証金は、撮影許可書の発行後、撮影日の前日までに現金または指定口座への振込によりお支払いください。
2. 事前に収受した保証金は下記撮影料金及びキャンセル料のお支払に充当させていただきます。  
撮影関係者は、充当後の不足額を、当社等が指定する期日までに現金または指定口座への振込によりお支払いください。なお、充当後の保証金に残額が生じた場合は、当社等はその残額を返金いたしません。
3. 撮影料金は、撮影終了後に当社等と撮影関係者双方で利用時間を確認し確定するものとします。

4. 撮影関係者が撮影をキャンセル（日程変更を含む）した場合は、キャンセル料として、別表に定める金額をお支払いください。ただし、天災・事故等やむを得ない事由並びに当社等の責めに帰すべき事由等により撮影全体が中止となった場合は、キャンセル料は発生せず、保証金全額を返金いたします。

#### （撮影時間）

撮影料金算出に用いる撮影時間とは、施設等における撮影場所の使用（機材等の搬入を含む）の開始から撤収作業終了までの間をいうものとします。なお、1時間に満たない撮影時間の計算は30分単位に切り上げるものとします。

#### （立会者）

撮影は、原則として、当社等の社員（以下、「立会者」といいます）の立会いのもとで行うものとします。なお、撮影関係者から提出された企画書と当社等が撮影関係者からお伺いした撮影作品の内容や設定が第5条の撮影許可基準を満たしていると当社等が認め、かつ当社等の施設外から当社等の施設を撮影する場合は、当社等の社員が立会わずに撮影を行うことができるものとします。

#### （遵守事項）

撮影関係者は、撮影にあたり、下記内容を遵守願います。

1. 公共交通の運転業務及び施設の運営に支障をきたさないでください。
2. 一般旅客・顧客・公衆の安全確保に万全を期してください。
3. 撮影に際し現場周辺住民に支障が発生すると予想される場合は、地域住民へ事前説明を行ってください。
4. 撮影開始前に、立会者と撮影場所・位置・安全確保について確認を行い、承認を得てください。
5. 立会者の承認を得ていない場所には立ち入らないでください。
6. 一般旅客・顧客・公衆を撮影する場合は、相手方に事前に告知し、了承を得てください。
7. 運行中の列車、バス、その他の車両及び一般旅客・顧客・公衆に照明器具を向けないでください。
8. 撮影機器の電源はバッテリーを使用してください。
9. 撮影機材は必要最小限に抑え、整理整頓し、一般旅客・顧客・公衆の動線確保に努めてください。
10. 撮影中止・時間変更・内容変更を行う場合は事前に当社等に連絡してください。
11. 撮影中であっても立会者の指示に従い、円滑な撮影に努めてください。
12. 撮影責任者は責任者腕章を着用し、撮影スタッフはスタッフ腕章を着用してください。
13. 施設内では節度ある行動に努め、一般旅客・顧客・公衆に迷惑となる撮影は行わないでください。
14. 撮影を終了した時点で、施設・場所の原状回復及び清掃を行ってください。
15. 撮影責任者及び撮影スタッフは、事前に上記遵守事項の内容を理解したうえで撮影にあたってください。

#### （特記事項）

1. 撮影関係者は、原則として、一般旅客・顧客・公衆及び当社等に対する賠償が生じた際に、補償できる保険に加入のうえ、その保険証券の写しを、当社等に事前に提出するものとします。
2. 撮影に関する苦情・損害が生じた場合、すべて撮影関係者が責任をもって対処し、損害を賠償するものとします。また、撮影関係者に起因する事項により当社等が第三者から賠償請求を受け、支払いが生じた場合、撮影関係者がそのすべての請求額を負担するものとします。
3. 撮影中、撮影関係者の所有資産に盗難、破損等の損害が生じた場合であっても、当社等は一切責任を負わないものとします。
4. 撮影当日、天災・事故その他のやむを得ない事由により列車、バスのタイヤが乱れたとき、沿線行事により駅構内や列車、バスの混雑が激しいとき、その他やむを得ない事情により、撮影の実施や継続が困難であると当社等または立会者が判断し、撮影の中止または延期を指示した場合、撮影関係者は

その指示に従うものとします。

なお、その際に撮影関係者が被った損害について当社等は一切の責任を負いません。

5. 打合せと異なる撮影方法で撮影を行った場合、当社等は撮影を中止させていただきます。  
なお、その際に撮影関係者が被った損害について当社等は一切の責任を負いません。
6. 撮影当日、遵守事項に違反した場合、立会者の判断により撮影中断または撮影許可の取消を行うものとします。  
なお、その際に撮影関係者が被った損害について当社等は一切の責任を負いません。
7. 車両、その他施設を撮影した写真・映像の作品内での使用にあたり、写真・映像に修正を加える場合は、事前に当社等の同意が必要となります。
8. 撮影関係者は、作品の公開、放映等にあたっては、可能な限り協力会社として当社等のクレジットを入れることに同意するものとします。
9. 撮影関係者は、完成した作品を可能な限りDVD等で当社等に提供することに同意するものとします。
10. 申し込みの際に提出した内容と著しく異なる作品を完成させ、その作品が当社等またはその沿線地域の品位を貶める内容であると当社等が判断した場合、当社等は以降の放映等の中止を求めることができ、かつ、損害賠償を請求できるものとし、撮影関係者はこれに従うものとします。
11. 作品に含まれる肖像権、著作権、著作隣接権等の第三者が関係するすべての権利については、撮影関係者の責任と負担において必要な対応を行うものとし、当社等は一切の責任を負わないものとします。
12. 申し込みの際に提出した内容以外での映像及び写真の二次使用については、別途当社等の許可が必要です。また、二次使用にあたっては、別途許諾料が必要となる場合があります。
13. 撮影関係者は、京阪ロケーションサービスにおいて許可された撮影に関する権利及び義務の全部もしくは一部を、当社等の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡し、承継（合併等による）させ、またはその権利を担保に供してはならないものとします。
14. 撮影関係者は、京阪ロケーションサービスの利用により知り得た当社等の一切の秘密事項（第三者の個人情報を含む）を、当社等が承諾した場合を除き、第三者に一切開示または漏洩してはならないものとします。

（上記内容に関するお問い合わせ先）

京阪ロケーションサービス事務局（京阪ホールディングス㈱ 経営企画室 事業推進担当内）

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル

TEL 06-6944-2678（平日9:00～18:00）

FAX 06-6944-2584